

農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業

DB業務における資料集

資料番号	資料名
別添資料 D1	モニタリング基本計画書
別添資料 D2	要求水準等確認チェックリスト(案)
別添資料 D3	事業者が加入すべき保険
別添資料 D4	事業区域図
別添資料 D5	福祉都市環境整備指針の適用・解釈等
別添資料 D6	週休2日工事の実施について
別添資料 D7	建設キャリアアップシステムの活用について
別添資料 D8	構造設計における注意事項

令和8年3月

名古屋市緑政土木局

モニタリング基本計画書

令和8年3月
名古屋市

目次

第1 総則.....	1
1 モニタリング基本計画書の位置付け.....	1
2 モニタリングの概要.....	1
3 モニタリングの方法.....	3
4 モニタリングの対象.....	4
5 モニタリングの費用負担.....	4
第2 各業務に関するモニタリング.....	5
1 基本的考え方.....	5
2 モニタリングの時期・手順.....	5
3 要求水準未達の場合の措置.....	9

第1 総則

1 モニタリング基本計画書の位置付け

本モニタリング基本計画書（以下「本計画書」という。）は、農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業（以下「本事業」という。）の実施に際して名古屋市（以下「本市」という。）とDB請負契約を締結し、事業を実施する者（以下「事業者」という。）が、DB請負契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準（本市が募集要項等に基づき事業者に履行を求める水準を指したものであり、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、提案書による水準が優先される。）を安定的に充足することを確認するための考え方、具体的な内容及びその方法等に係る基本的事項を示すものである。なお、本計画書において用いる用語は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、DB請負契約書において定める。

2 モニタリングの概要

（1）基本的考え方

モニタリングとは、本事業の履行に関し、事業者が行った業務の内容が募集要項等に基づき適正かつ確実に履行されていることを確認するため、事業期間にわたり事業者が実施する各業務（DB統括管理業務、設計業務、建設業務、改修・解体・撤去等業務、工事監理業務を指す。）の水準を本市が監視・確認する行為のことである。セルフモニタリングとは、各業務について事業者が要求水準書等を満足できているか、自ら監視・確認する自己確認であり、主には、事業者が構成員に対して実施する業務履行状況の確認のことを指す。

本事業においては、官民の適切な役割分担の考え方に基づき、セルフモニタリング及び本市が公共施設の管理者として実施するモニタリングとを併用し、効率的なモニタリングの実施を図るものとする。本市は、事業者からセルフモニタリングの結果について報告や説明を受け、また、自らもモニタリングの一環として現場の確認等を行うことがあるが、これらをもって事業者が負うべき業務に関する責任が本市に転嫁されるものではない。モニタリング実施後、要求水準の未達が判明した場合は、事業者責任において要求水準を充足するよう是正を行う。なお、当該是正に係る費用については、その一切を事業者が負担する。

（2）内容

ア 定期モニタリング

要求水準の未達や業務スケジュールの遅延等のリスクが発生することの防止を目的として、事業者による業務の履行状況及び要求水準の充足状況について、事業者の提案に基づき本市との協議によりあらかじめ決定される時期及び頻度において定期的な確認を行うもの。

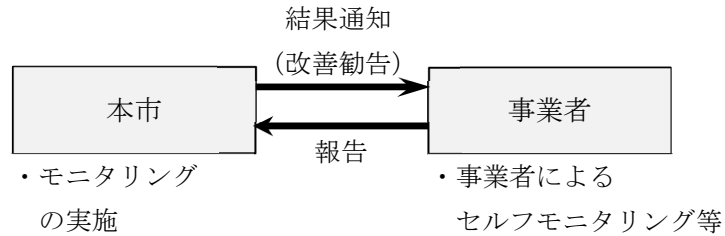
イ 随時モニタリング

要求水準の未達や業務スケジュールに遅延等の恐れがあると認められる場合や品質確認において事前に必要な対応等を実施することを目的として、前項アに示す定期モニタリングとは別に、本市又は事業者が必要とする場合において臨時的に実施するもの。

(3) 実施体制

モニタリングは、本市が事業者に対して実施する。ただし、本市が実施するモニタリングは、事業者が実施するセルフモニタリングの結果を受けて実施することを基本とする。(図表 1-1)

図表 1-1 モニタリングの実施体制



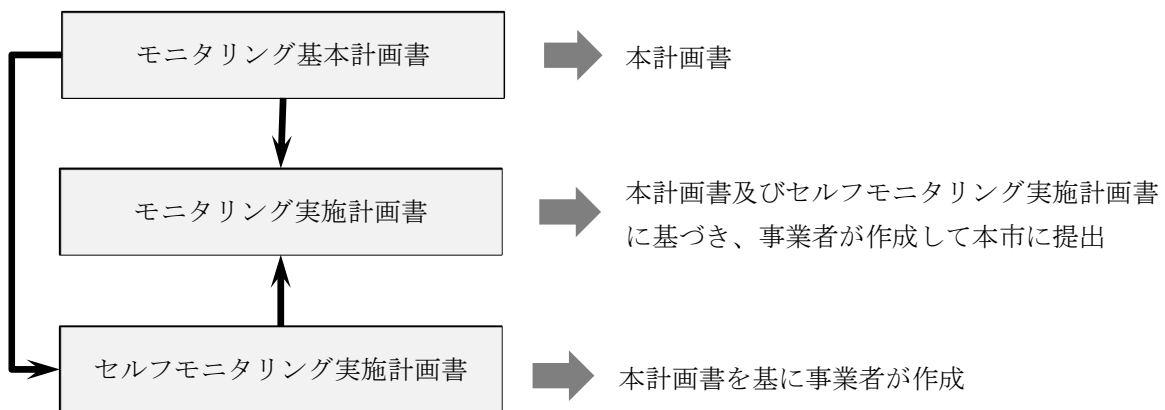
(4) モニタリング実施計画書

事業者は、DB 請負契約の締結後、提案書等に基づき、「モニタリング実施計画書」の案を作成し、各業務計画書とともに本市に提出する。モニタリング実施計画書は、本計画書及び別途事業者により作成するセルフモニタリング実施計画書を踏まえて作成するものとする。

モニタリングの詳細な内容は提案書の内容に応じて異なる場合もあるため、DB 請負契約の締結後にモニタリング実施計画書を作成し、定めるものとする。なお、モニタリング実施計画書は事業期間中にわたり本市及び事業者との協議に基づき適宜見直しを図り、業務品質の向上を図る。

本計画書並びに事業者が作成するセルフモニタリング実施計画書（要求水準等確認計画書を含む。以下、同様）及びモニタリング実施計画書の関係性は図表 1-2 のとおりである。

図表 1-2 各計画書の関係性



3 モニタリングの方法

(1) 書類確認

事業者は、業務遂行状況を、要求水準等確認計画書及び要求水準等確認報告書（チェックリスト及び要求水準確認資料等を含む）並びにその他募集要項等において定める各業務に関する提出書類をとりまとめ、自ら確認の上、本市に提出して確認等を受ける。

別紙1-2「DBにおける提出図書一覧」に示す各時期において、図面や計算書、官公庁手続き書類に必要な各種資料及び取扱説明書のほか、本市が必要とする書類等を本市に提出し、確認等を受ける。

(2) 実地確認

本市は、事業者が提出した要求水準等確認計画書において、施設との整合確認等、実地における立会いによる確認が必要とされている場合及びその他施工の各段階で本市が必要と認めた場合には、各業務の実施内容が、設計図書及び要求水準を充足しているかについて、実地における確認を行う。また、必要に応じて、施工の各段階で品質確認のための中間確認を行う。本市が実地における確認を行う場合には、事業者は立会うものとする。

なお、本市は工事の施工部分が設計図書及び要求水準に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、検査などが必要であると認められるときは、当該理由を事業者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。

(3) 会議を通じての確認

本市と事業者は会議体を設置し、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、課題等を確認・共有する。会議体の開催方法等の詳細については事業者の提案に基づき本市と協議の上決定することとするが、月に一度の開催は必須とする。また、本市又は事業者が必要と認める場合は、随時会議体を設けることができる。

4 モニタリングの対象

モニタリングの対象となる主な業務は図表 1-3 のとおりである。

図表 1-3 モニタリングの対象となる主な業務

業務	内容
DB 統括管理業務	(全般)
設計業務 (建築) (公園)	基本設計 実施設計
建設業務 (建築) (公園)	(全般)
改修・解体・撤去等業務	改修・解体・撤去等に係る設計 改修・解体・撤去等に係る工事
工事監理業務 (建築) (公園) (改修・解体・撤去等)	(全般)

5 モニタリングの費用負担

モニタリングにかかる費用のうち、本市に生じるものは、本市が負担する。事業者は本市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により本市に協力するものとする。事業者のセルフモニタリングにかかる費用は、事業者の負担によるものとする。

第2 各業務に関するモニタリング

1 基本的考え方

本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかの確認を、後述の「2モニタリングの時期・手順」に示すとおりに行う。

2 モニタリングの時期・手順

各業務のモニタリングの時期・手順及び事業者と本市の役割は図表2-1のとおりである。なお、事業者は本市のモニタリング終了後において、最終版の提出物を提出すること。

要求水準等確認計画書は各業務計画書とともに提出し、要求水準等確認報告書(関連書類を含む)は下図に示す時期の30日前までに提出すること。

図表 2-1 モニタリングの時期・手順と役割

時期	事業者	本市
DB 統括管理業務の着手前	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、統括管理業務計画書(実施体制、その他 DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を含む)を作成の上、本市に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、事業者からの報告及び提出書類に関して、要求水準書及び事業提案書の内容と相違ないことを確認する。
設計業務の着手前	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、設計業務計画書(実施体制(各分野の担当者を明示のこと)、要求水準等確認計画書、その他 DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を含む)を作成の上、本市に提出する。 要求水準等確認チェックリストには個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を客観的に証明する書類等)、確認時期(設計図書の作成時期等)、確認者等を記載する。 要求水準等確認チェックリストは、要求水準に係る項目すべてを網羅したものを作成する。 必要な事前調査を実施する場合は、事業者は調査の着手前の段階において調査計画書を作成の上、本市に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、事業者からの報告及び提出書類に関して、要求水準書及び事業提案書の内容と相違ないことを確認する。

時期	事業者	本市
基本設計業務の完了時、実施設計業務の完了時	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は基本設計業務の完了時及び実施設計業務の完了時に設計図書、その他 DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 事業者は上記の内容をとりまとめた要求水準等確認報告書（要求水準等確認チェックリストを含む）を本市に提出する。また、要求水準の確認における図面等の資料については、チェックリストに図面番号等を示すこと。 事業者は図面等関係資料の内容等を、自ら要求水準等確認報告書を活用して照合を行った旨を本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は要求水準の性能項目の全てについて、事業者から報告を受け、確認する。 本市は必要に応じて実地で立会、確認、検査を行う。
建設業務の着手前	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、建設業務計画書（実施体制、その他 DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を含む）を作成の上、本市に提出する。 事業者は、建設工事の着手条件とされている監督官庁及び関係機関に対して提出した許認可書類及び届出書類等の写しを本市にも提出する（本市が申請者である場合は、本市から受領する）。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は建設工事の着手条件とされている監督官庁及び関係機関に対して提出した許認可書類及び届出書類等の写しを事業者に提供する（事業者が申請者である場合は、事業者から提示を受ける）。
建設業務期間中	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、工事監理業務報告書等、DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 事業者は、自身が設置した工事監理者に対し、施工及び工事監理の状況について本市へ定期的（月 1 回程度）に報告させること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、事業者が設置する工事監理者が内容を確認、修正した各種計画書及び報告書等の内容を確認する。 本市は、必要に応じて事業者が開催する工程会議に出席する。 本市は、事業者が設置する工事監理者から定期的（月 1 回程度）に報告を受け、施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、設計図書及び要求水準に従い建設されていることを確認するため、建設期間中、必要な事項に応じて説明要求や建設現場立会を実施する。
建設業務の中間確認	<ul style="list-style-type: none"> 中間確認を実施する場合は、本市との協議に基づき書面又は実地での確認を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、工事の施工過程において執行状態の適正及び品質について確認するため、次の各号に掲げるものについて、中間確認を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 外部から検査することが不可能な箇所特に重要な部分 屋根、外壁及び地下室、高所又は崖下など完了時に直近から検査できない部分 追加又は別途工事の施工のため完了を確認しておく必要がある部分 その他特に必要があると認められるとき

時期	事業者	本市
建設業務の 完工確認時	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は完成図書、その他 DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 ・事業者は上記の書類を踏まえ、要求水準を満たしているかをとりまとめた要求水準等確認報告書を本市に提出する。 ・事業者は、工事完了時に完了検査を行い、是正事項についても本市が行う完工確認前までに完了させること。 ・事業者は設計図書、完成図書及び工事目的物の施工状況について、要求水準等確認報告書（要求水準等確認チェックリストを含む）を活用し、要求水準を満たしているかどうかについて照合を行った旨を本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、事業者が実施する完了検査について、必要に応じて実地で立会う。 ・本市は完成図書及び本施設の状況について、設計図書及び要求水準に従い建設されているかどうか事業者に報告を求め、実地で立会いの上確認、検査を行う。
改修・解体・撤去等 業務（設計）の着手 前	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、解体・撤去設計業務計画書（実施体制（各分野の担当者を明示のこと）、要求水準等確認計画書、その他 DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を含む）を作成の上、本市に提出する。 ・要求水準等確認チェックリストには個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法（性能を客観的に証明する書類等）、確認時期（設計図書の作成時期等）、確認者等を記載する。 ・必要な事前調査を実施する場合は、事業者は調査の着手前の段階において調査計画書を作成の上、本市に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、事業者からの報告及び提出書類に関して、要求水準書及び事業提案書の内容と相違ないことを確認する。
改修・解体・撤去等 業務（設計）の完了 時	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は設計図書、その他要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 ・事業者は上記の内容をとりまとめた要求水準等確認報告書（要求水準等確認チェックリストを含む）を本市に提出する。また、要求水準の確認における図面等の資料については、チェックリストに図面番号等を示すこと ・事業者は図面等関係資料の内容等を、自ら要求水準等確認報告書を活用して照合を行った旨を本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は要求水準の性能項目の全てについて、事業者から報告を受け、確認する。 ・本市は必要に応じて実地で立会、確認、検査を行う。

時期	事業者	本市
改修・解体・撤去等業務(工事)の着手前	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、解体・撤去業務計画書(実施体制、その他 DB 要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を含む)を作成の上、本市に提出する。 事業者は、改修・解体・撤去等の着手条件とされている監督官庁及び関係機関に対して提出した許認可書類及び届出書類等の写しを本市にも提出する(本市が申請者である場合は、本市から受領する)。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は改修・解体・撤去等の着手条件とされている監督官庁及び関係機関に対して提出した許認可書類及び届出書類等の写しを事業者に提供する(事業者が申請者である場合は、事業者から提出を受ける)。
改修・解体・撤去等業務(工事)の期間中	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、工事監理業務報告書等、要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 事業者は、自身が設置した工事監理者に対し、施工及び工事監理の状況について本市へ定期的(月 1 回程度)に報告させること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、事業者が設置する工事監理者が内容を確認、修正した各種計画書及び報告書等の内容を確認する。 本市は、必要に応じて事業者が開催する工程会議に出席する。 本市は、事業者が設置する工事監理者から定期的(月 1 回程度)に報告を受け、施工及び工事監理の状況について確認を行うとともに、設計図書及び要求水準に従い施工されていることを確認するため、解体・撤去期間中、必要な事項に応じて説明要求や現場立会を実施する。
改修・解体・撤去等業務(工事)の完了時	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は要求水準書及び DB 請負契約書に示す書類を作成の上、本市に提出する。 事業者は、改修・解体・撤去等業務にかかる完了検査を行い是正事項についても、本市が行う完工確認前までに完了させること。 事業者は設計図書及び解体・撤去の施工状況について、要求水準確認報告書(要求水準等確認チェックリストを含む)を活用し、要求水準を満たしているかどうかについて照合を行った旨を本市に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市は完成図書及び解体・撤去の状況について、設計図書及び要求水準に従い施工されているかどうか事業者に報告を求め、実地で立会の上確認、検査を行う。

なお、その他の業務に関しては、DB 請負契約書及び要求水準書に基づき、各業務の内容に準じるものとする。

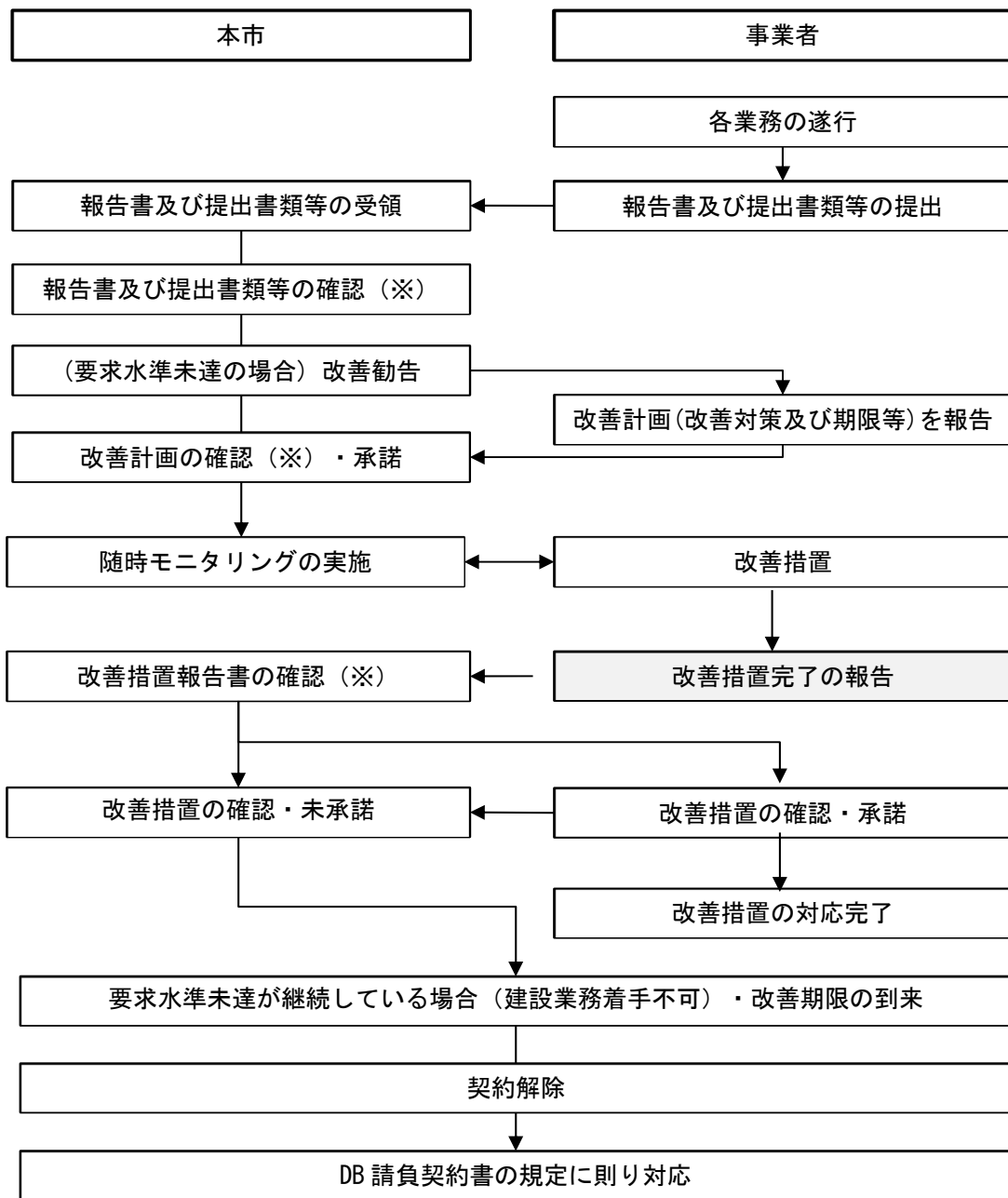
3 要求水準未達の場合の措置

(1) 要求水準未達の場合の措置（実施フロー）

要求水準未達の場合の措置は、図表 2-2 以降に示す実施フローで行う。各実施事項は後述する。なお、改修・解体・撤去等業務のうち、「改修・解体・撤去等に係る設計」は「設計業務」、「改修・解体・撤去等に係る工事解体」は「建設業務」に準じて、各実施フローを参照するものとする。

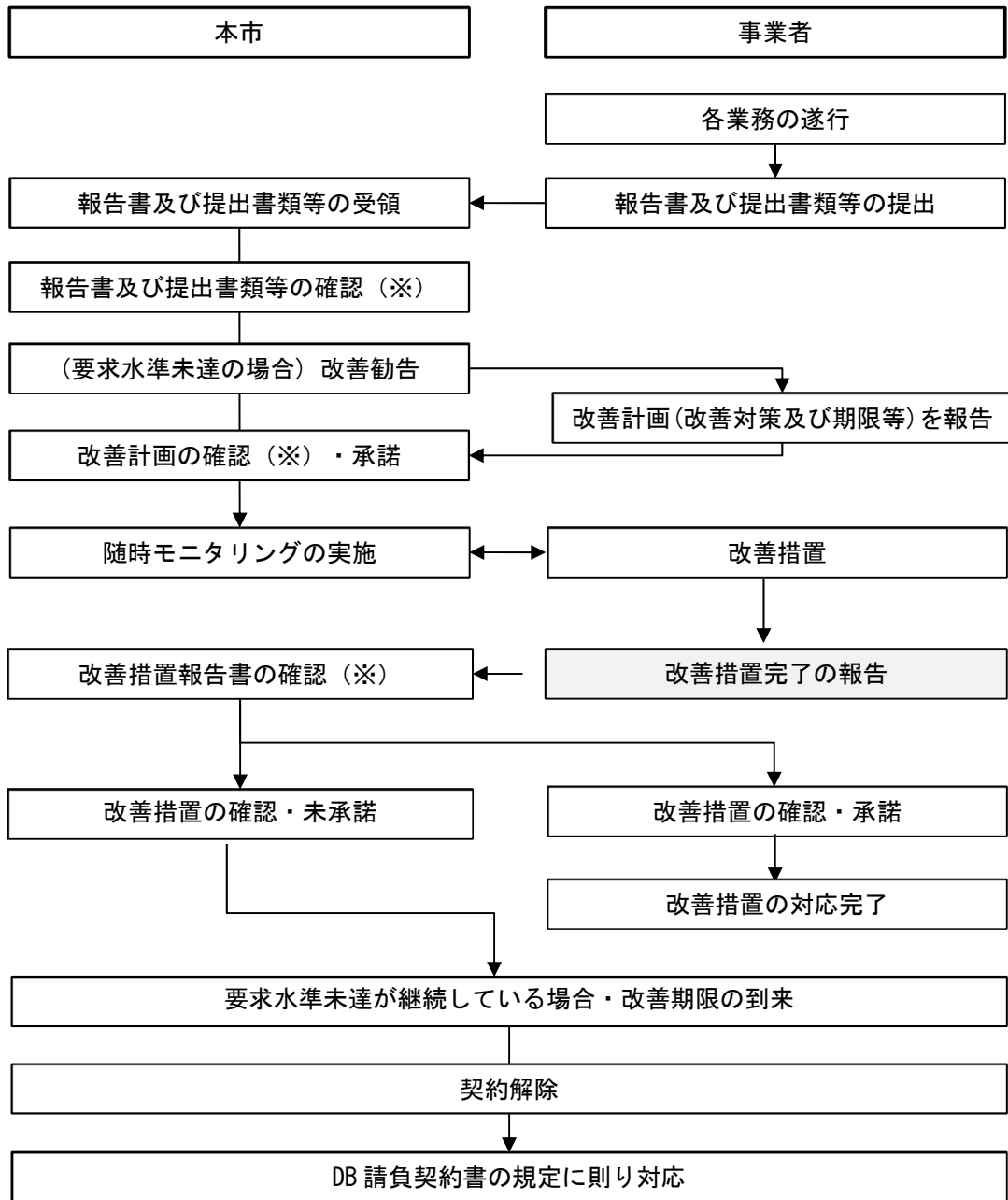
図表 2-2 要求水準未達の場合の措置

<設計業務完了時のモニタリング>



(※) 確認の結果、資料上の不備等があると本市が認めた場合は、事業者にて再度修正し、提出・報告するものとする。

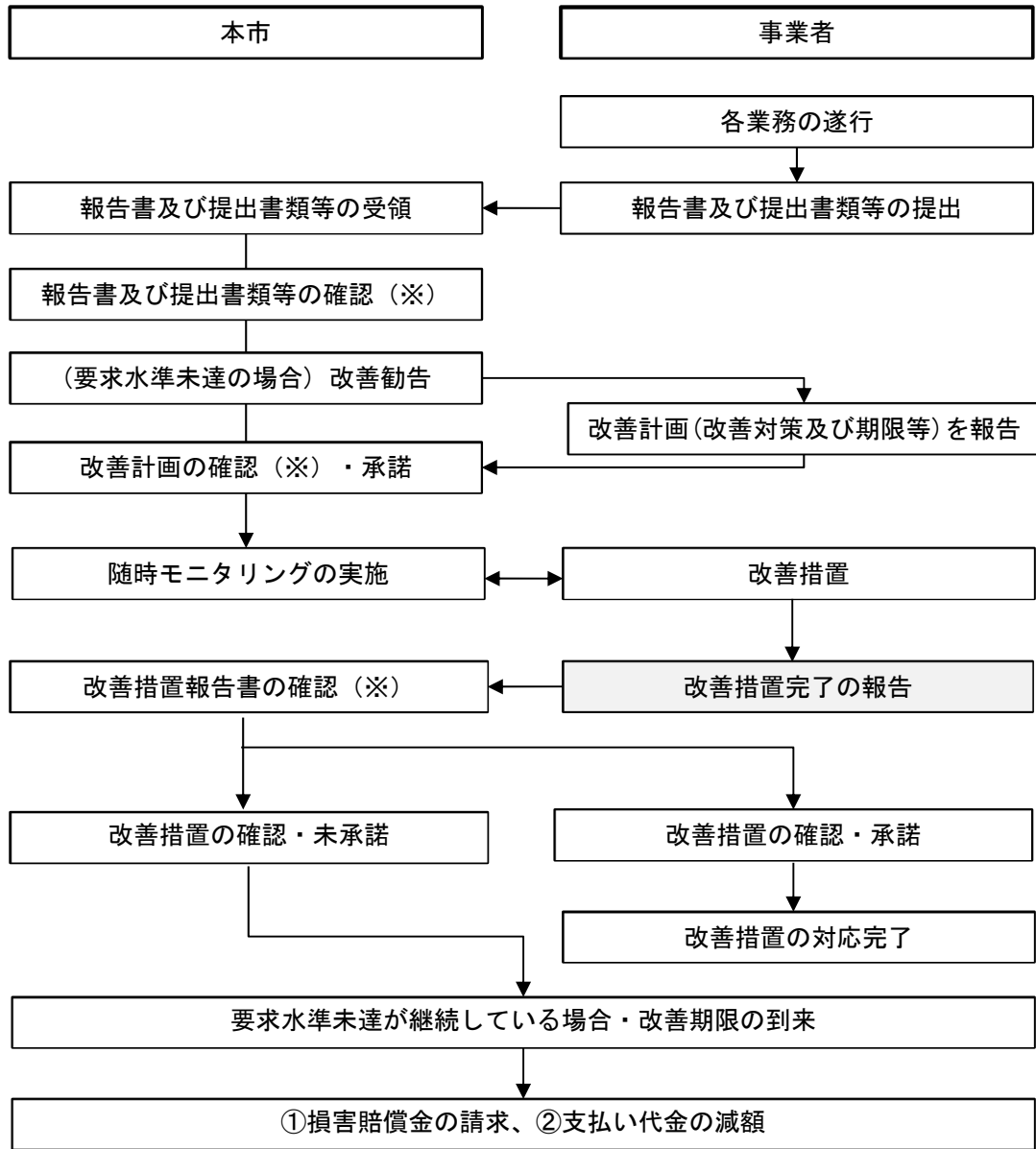
図表 2-3 要求水準未達の場合の措置
 <建設業務途中段階の随時モニタリング>



(※) 確認の結果、資料上の不備等があると本市が認めた場合は、事業者にて再度修正し、提出・報告するものとする。

図表 2-4 要求水準未達の場合の措置

<建設業務完了時のモニタリング>



(※) 確認の結果、資料上の不備等があると本市が認めた場合は、事業者にて再度修正し、提出・報告するものとする。

(2) 改善勧告

本市は、モニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合は、事業者に対して、文書にて要求水準未達の改善を行うよう勧告（以下「改善勧告」という。）する。

事業者は、本市から改善勧告を受けた場合、改善計画（改善対策と改善期限等）を定め、その内容について本市の確認・承諾を得て改善を行うものとする。

本市は、事業者による対応完了の報告を受けて、適切に改善が行われたかどうかを確認する。改善完了を本市が承諾できないときは、事業者による追加の改善措置と並行して本市による随時モニタリングを行ったうえで、要求水準未達が継続する場合又は改善期限が到来した場合、DB 請負契約書の規定に則り、必要な対応を取るものとする。

(3) 改善費用の負担

事業者の責めにより、改善等の必要が生じた場合における改善等に要した費用については、事業者が全て負担する。本市の責めに帰すべき事由による場合については、協議の上、事業者に生じた費用を本市が負担する。不可抗力による場合についてはDB請負契約の規定に従うものとする。また、事業者の責めによる改善等が必要な場合において、本事業の遅延に伴う一切の損失は事業者が負担することとする。

(案)

要求水準等確認チェックリスト

〇〇〇〇 段階

事業名 農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業

令和 年 月 日提出

共同企業体グループ名

名古屋市（確認欄）		

事業者		
統括管理技術者		

《原則》

事業期間を通じて項目を達成しているかではなく、当該期間までに達成できているかの確認を行う。

凡例：確認列判断基準（事業者）

○： 達成した項目（原則今後フォロー必要がないもの） 例）各業務計画書等の提出書類
●： 現段階までの対応は達成しているが、今後も引き続き対応を要する項目 例）月次報告書や、市への継続報告等
／： 当該期間でチェックすることができない項目 【注意事項：根拠及びコメントに●●段階で確認、等の確認時期を明記する。】 例）もともと実施設計段階、施工段階で確認、実施する事項
△： 市（アドバイザー含む）や各種関係期間と協議しなければならない事項及び協議しなければ達成できない事項。 【注意事項：根拠及びコメントに協議完了時期を明記する。】
－： 計画変更や協議の結果、中止となった項目。

凡例：確認列判断基準（市（アドバイザー含む））

○： セルフモニタリングの結果内容が根拠資料等により確認できた事項
△： セルフモニタリングの結果内容が根拠資料により確認できなかった事項
×： セルフモニタリングの結果内容が根拠資料により未達確認された事項
▲： 協議、調整内容に相違がある事項

※事業者判断基準「○」「●」に対して、市は「○」又は「△」「×」を記入する。

※事業者判断基準「／」「△」「－」について相違がある場合、市は確認欄に「▲」を記入し、コメントに市の見解を記載する

事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1. 本件建設工事に係る保険

(1) 建設工事保険(類似の機能を有する共済等を含む)

保険の契約者	構成員の内、「建設業務」及び「既存施設の解体・撤去等業務の内、施工に係る業務」(以下「施工業務」という。)を主として行う企業
被保険者	事業者及びその全ての下請負(リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む)並びに市を含む
保険の期間	建設業務着工予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	建設業務費
補償する損害	工事現場において不測かつ突発的な事故によって本工事の目的物等に生じた損害

(2) 請負業者賠償責任保険(類似の機能を有する共済等を含む)

保険の契約者	構成員の内、施工業務を主として行う企業
被保険者	事業者及びその全ての下請負(リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む)並びに市を含む
保険の期間	建設業務着工予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	対人:1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物:1事故当たり2,000万円以上
補償する損害	本工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(3) 法定外労働災害保険(類似の機能を有する共済等を含む)

保険の契約者	構成員の内、施工業務を主として行う企業
被保険者	本工事に従事する全ての労働者
保険の期間	建設業務着工予定日を始期とし、本施設の引渡予定日を終期とする。
てん補限度額	死亡ないし重度障害(障害等級第三級以上)の場合、1名当たり500万円以上
補償する損害	本工事に従事する労働者の死亡ないし身体損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

(4) 建設業退職金共済制度にもとづく掛金収納書の提出

- 建設業退職金共済制度(契約者は構成員の内、施工業務を主として行う企業とする。)にもとづく掛金収納書(契約者が発注者へ)を提出すること。
- 共済証紙については、建設現場ごとの建設業退職金共済制度対象労働者及び就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入することとし、これを当該労働者の共済手帳に貼付する。なお、的確な把握ができない場合は、建設費(消費税及び地方消費税を含む)に対する率として次表を参考とする。

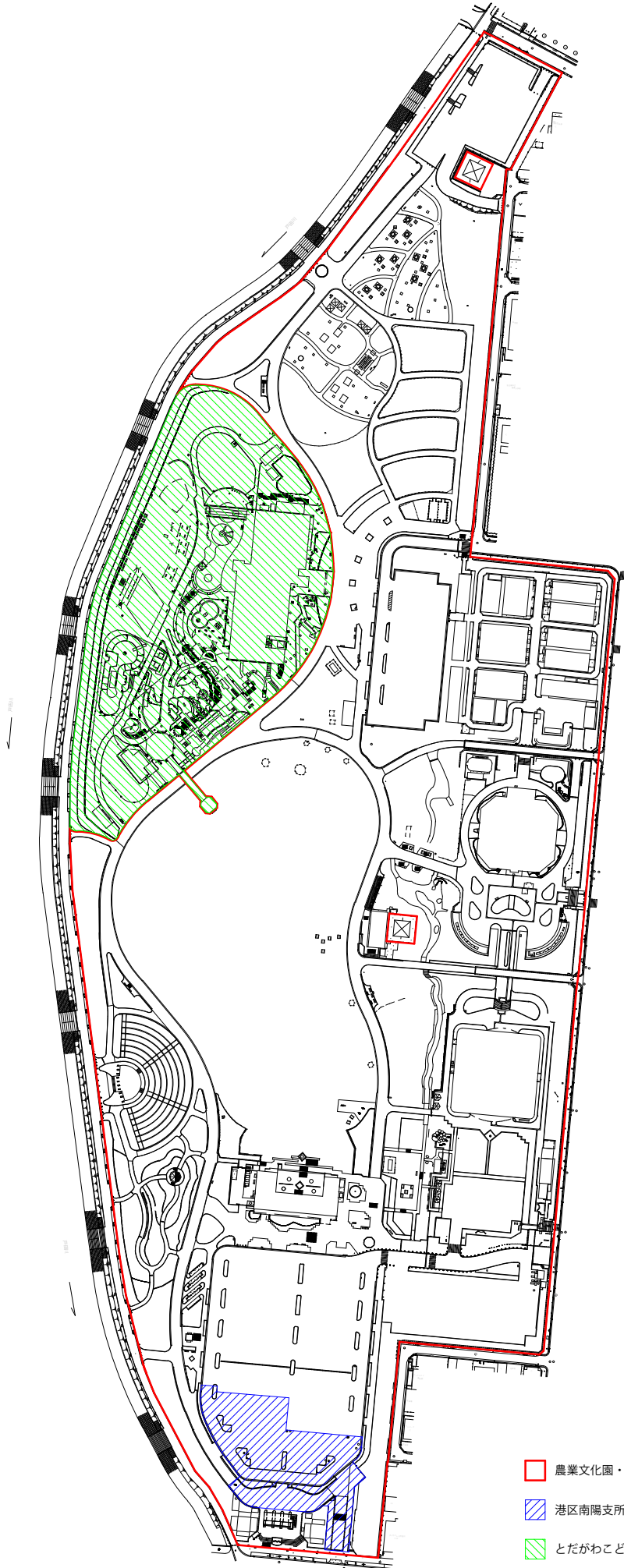
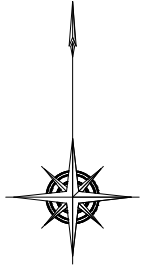
建設費(消費税及び地方消費税を含む)	率
5億円以上	1.8/1,000

※上表は、労働者延べ就業予定数の7割が建設業退職金共済制度対象労働者(被共済者)であると仮定し

別添資料D3 事業者が加入すべき保険

た数値のため、被共済者が労働者延べ就業予定数の7割とまらない工事については、上表の数値に対象工事における労働者の建退共制度加入率(%)／70(%)を乗じて補正すること。

- 掛金収納書(契約者が発注者へ)は「建設業退職金共済掛金収納書(計算書)」に貼付し、市へ提出すること。



- 農業文化園・戸田川緑地魅力向上事業区域
- 港区南陽支所仮設庁舎供用区域（令和10年9月まで(予定)）
- とだがわこどもランド管理区域



【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい	
本文	本事業での適用・解釈・解説
I 公共建築物	
A-3 アプローチ	
◎ 視覚障害者の誘導・案内	
○ 誘導チャイム（盲導鈴）、及び、点字による案内板または触知案内板などを設けることが望ましい。	誘導チャイム（盲導鈴）及び、触知案内板を設けること。
A-4 駐車場	
◎その他	
○ 大規模駐車場または地下駐車場においては、車いす利用者用駐車スペース、トイレ、エレベーターなどの案内図や避難誘導ルート、非常口などを明示した案内図などを用意するか、または同駐車スペースにおいて案内板を設置するなどの措置をとることが望ましい。	車いす利用者用駐車スペースにおいて案内板を設置すること。
○ 車いす利用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましい。（狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車いす使用者の利用に支障がないものとする。）	機械式駐車装置の採用は不可とし、平置きにて必要数を確保すること。
A-6 玄関廻り	
◎ 表示・案内	
◎ 玄関付近には、点字による案内板、触知案内板又は音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける。ただし、案内所を設けてある場合はこの限りではない。	玄関付近には、触知案内板又は音声案内装置を設けること。
○ インターホン（音による案内）又はハンドセット等を設ける場合、その中心高さは、立位と車いす使用者がともに利用できるよう、床から100cm～110cm程度とすることが望ましい。	双方向モニター付きインターホンを設けること。
⑦ 誘導	
◎ 点字による案内板、触知案内板、音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導を行う。	視覚障害者誘導用ブロック及び音声による誘導を行うこと。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本文		本事業での適用・解釈・解説
A-7 スロープ		
②有効幅員		
◎	有効幅員は、140cm 以上とする。（ただし、階段と併設する場合は、90cm 以上とすることができる。）	階段を併設する場合でも、有効幅員は140cm以上とする。
○	車いす使用者同士のすれ違いを考慮し180cm 以上の有効幅員を確保することが望ましい。（階段と併設する場合は、120cm 以上の有効幅員でもよい。）	階段を併設する場合でも、有効幅員は180cm以上とする。
A-8 出入口		
②形式		
◎	回転ドアは基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避ける。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。	いかなる場合においても回転ドアは設置しないこととする。
◎	戸が透明な場合、衝突防止のために、目の高さの位置（床上110cmと160cm 程度の2か所、又は床上140cm 程度の1か所）に横線をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいいため青色は避ける。）や模様などで識別できるようにする。	衝突防止のために床上110cmと160cm 程度の2か所に横線又は色や模様をいれること。
③引き戸		
○	引き戸は、軽い力で操作のできる自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）とし、段差のある敷居や溝を設けないことが望ましい。	自閉式上吊り引き戸は一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するものとする。
A-9 廊下		
①有効幅員		
◎	廊下の有効幅員は、A-1 移動等円滑化経路 に該当する廊下においては車いす使用者同士のすれ違いを考慮し180cm 以上、その他の廊下においては車いすで180度回転できるように140cm 以上とする。	その他の廊下においても車いす使用者同士のすれ違いを考慮し180cm 以上とする。
A-12 エレベーター		
⑤かごの内部		
◎	かごの正面壁面に、車いす使用者が後ろ向きで降りる場合、外にいる人にぶつからずに降りるために、後方が確認できるよう床上40cmから150cm 程度まである鏡を位置に配慮して設ける。鏡は、ステンレス鏡面または安全ガラスなどの割れにくいものとする。（出入口がスルー型エレベーターでも車いす使用者が後退して降りる階がある場合には凸面鏡等を設ける。）	鏡は、ステンレス鏡面とする。
⑥ 曲がり角		
○	柱、曲がり角部分の出角は、「すみ切り」、「曲面取り」またはコーナー保護材などにより、危険防止に配慮することが望ましい。	柱、曲がり角部分の出角は、曲面取りにより、危険防止に配慮すること。

⑦ 表示

○ 主な部屋の出入口には、高齢者や弱視者に配慮して、太線の大きな文字を用いた室名や部屋番号を立位の大人から車いす使用者、子どもまで対応できるように、床上110cmと160cm程度の2か所（1か所の場合は床上140cm程度）に掲出することが望ましい。

床上110cmと160cm程度の2か所に掲出とする。

【凡例】 ◎：整備・配慮が必要 ○：整備・配慮が望ましい		
本文		本事業での適用・解釈・解説
Ⅲ.公園		
A-1 移動等円滑化園路		
②移動等円滑化園路の考え方		
◎	公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化園路とする。	駐車場から休憩所、バリアフリースイ、管理事務所、総合案内板、売店施設及び展示室・講習室を結ぶ経路を移動等円滑化園路とすること。
○	移動等円滑化園路が接続する特定公園施設及び主要な公園施設の出入口手前には、施設に安全で円滑に出入りできるよう、150cm×150cm以上の水平面を確保することが望ましい。	移動円滑化園路と上記施設の接続箇所には、150cm×150cm以上の水平面を確保すること。
A-2 出入口		
①勾配		
◎	すりつけ勾配は、5%以下とする。やむを得ない場合でも8%以下とする。	すりつけ勾配は5%以下とすること。
B-4 駐車場		
① 設置台数（Ⅰ.公共建築物 A-4）		
◎	車いす使用者用駐車スペースを駐車台数の50分の1台以上（駐車台数が200台を超える場合は、駐車台数の100分の1に2を加えた数以上）設ける。	車いす使用者用駐車スペースを、既存駐車場を含めて10台以上確保すること。
② 設置位置（Ⅰ.公共建築物 A-4）		
◎	車いす使用者用駐車スペースは、駐車場から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置（建物の主要な出入口の近く、屋内の場合はエレベーターホール付近などに設置する。	当該公園は南北に敷地が長いことを考慮し、主要な施設へアクセスしやすい位置に設置すること。
③その他（Ⅰ.公共建築物 A-4）		
○	大規模駐車場または地下駐車場においては、車いす使用者用駐車スペース、トイレ、エレベーターなどの案内図や避難誘導ルート、非常口などを明示した案内図などを用意するか、または同駐車スペースにおいて案内板を設置するなどの措置をとることが望ましい。	車いす使用者用駐車スペースにおいて案内板を設置すること。
○	車いす使用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましい。（狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車いす使用者の利用に支障がないものとする。）	機械式駐車装置の採用は不可とし、平置きにて必要数を確保すること。
B-5 トイレ（バリアフリースイ）		
②便房の大きさ（Ⅰ.公共建築物 B-1）		

◎	建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、内法寸法150cm×180cm以上（側方進入の場合）または内法寸法130cm×200cm以上（直進または側方進入の場合）の簡易型バリアフリートイレを設ける。	本事業では、いかなる場合においても簡易型バリアフリートイレの設置は認めず十分なスペースを確保したバリアフリートイレとすること。
○	スペースが十分取れる場合は、電動車いすでの便器へ移乗するための方向転換が可能なスペース（直径1.8mの円が内接できる程度）を確保。（標準的には2.2×2.2mのスペースが必要）	電動車いすでの便器へ移乗するための方向転換が可能な直径1.8mの円が内接できるスペースを確保すること。
③便房への出入口（I.公共建築物 B-1）		
◎	出入口ドアは、自動式引き戸または手動式引き戸とし、その前後に高低差を設けない。	出入口のドアは全て自動式引き戸とする。
④便器（I.公共建築物 B-1）		
◎	便器は、腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。	便器は、壁掛式便器とする。
⑥ 便器洗浄ボタン・ペーパーホルダー・非常呼出しボタン等（I.公共建築物 B-1）		
◎	便器洗浄ボタンは、押しボタン式、くつべら式などの操作のしやすい形状とする。（自動感知式は、移乗時及び衣服の着脱時に誤って感知させてしまうため、なるべく採用しない。）	便器洗浄ボタンは、押しボタン式とする。
⑦ 小型手洗器・洗面器（I.公共建築物 B-1）		
◎	水栓器具は、レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとする。	水栓器具は、光感知式とする。
⑭オストメイト等への対応（I.公共建築物 B-1）		
◎	オストメイト用設備は便器とは別に設置し、オストメイト簡易型設備（便器に水洗をつけたもの等）は、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合を除いては設けない。	本事業では、いかなる場合においてもオストメイト簡易型設備の設置は認めず、オストメイト用設備を便器とは別に設置すること。
B-5 トイレ（一般用トイレ）		
②便器（I.公共建築物 B-2）		
◎	大便器は基本的に洋式便器。（洋式便器と和式便器の両方を設ける場合には洋式便器を和式便器よりも多く設ける。）	本事業では、全て洋式便器とする。
◎	男子用小便器のある便所を設ける場合には、出入口の近くに両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設けた、床置き式又は低リップ（リップ高35cm以下のものに限る）の壁掛け式の小便器を1以上設ける。	本事業では、男子用小便器は全て低リップ（リップ高35cm以下のものに限る）の壁掛け式とする。ただし、幼児の利用が想定される場所において幼児用小便器の設置を妨げるものではない。
⑥段差（I.公共建築物 B-2）		
◎	トイレの出入口や便房の出入口には、段差を設けない。（スロープを設ける場合はこの限りではない。）	本事業では、スロープの設置は認めず、出入口には段差を設けないこと。（屋外に設置されるトイレについては市と協議とする）
◎乳幼児用設備（I.公共建築物 B-2）		

○	利用者の分散を図る観点から、乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすなど）はバリアフリートイレとは別の便房に設けることが望ましい。（建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合は除く。）	バリアフリートイレには乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすなど）を設置せず、男女別トイレに乳幼児用設備を設置すること。
---	---	---

週休2日工事の実施について

- 1 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ・「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ・「対象期間」とは、業務着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から完工確認までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。
 - ・「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ・「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 2 事業者は、業務着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「詳細工程表」等を作成し、工事監理者が確認した上で、週休2日に取り組むこと。業務着手後に、工事計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「詳細工程表」等を修正すること。
- 3 事業者は、現場閉所の状況を確認できるように「詳細工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、工事監理者が確認する。また、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示すること。
- 4 工事監理者は、事業者が作成する「現場閉所日」が記載された「詳細工程表」、「工事日報」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認すること。

建設キャリアアップシステムの活用について

1 用語の定義は以下のとおりである。

- ・下請企業:建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者:下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者:下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者:技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率:CCUS登録事業者の数/下請企業の数
- ・登録技能者率:CCUS登録技能者の数/技能者の数
- ・就業履歴蓄積率:建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数
- ・計測日:登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、市と協議の上で決定するものとし、業務の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- ・平均登録事業者率:登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率:登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率:就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

2 元請事業者の事業者登録を完了すること。

3 1名以上の技能者登録を完了すること。

4 現場へカードリーダー、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー又はこれに準ずる装置を設置すること。

5 本工事時間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率50%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上を全て達成するよう努めること。

6 CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である一般財団法人建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

7 工事監理者は、事業者に対して上記2～6の達成状況について、各種登録完了メール、写真及び資料等により確認すること。

達成条件	確認ができる書類の例
(1) 事業者登録	事業者登録完了メールの写し、 就業履歴一覧（月別カレンダー）等
(2) 技能者登録	技能者登録完了メールの写し、 就業履歴一覧（月別カレンダー）等
(3) 管理者 ID（現場管理者）登録	現場管理者 ID 登録完了メールの写し、 現場・契約情報等
(4) カードリーダー等設置	カードリーダー等の設置状況写真

8 各種登録完了メールについて、ログインID、パスワード、本人確認番号が記載されている場合は、提出時には黒塗りとすること。

9 市は、事業者に対して5に掲げる各指標に係る目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め、目標基準の達成状況を確認するものとする。

10 CCUS活用のためのカードリーダー等設置費用、登録費用及び現場利用料(カードタッチ費用)は事業者の負担とする。

構造設計における注意事項

準拠する主な基準・指針等

- ① 市設建築物総合耐震設計基準
- ② 市設建築物の長寿命化設計基準
- ③ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準「令和3年版」
- ④ 建築構造設計基準及び参考資料「令和3年版」(国営整第38号)(国営整第288号)

1. 市設建築物総合耐震設計基準等について

重要度係数 $I = 1.25$ (構造体 II 類)【準拠①】

- ※ ルート3とした場合、保有水平耐力の重要度係数 I 以上を確保する。 $(Q_u \geq I \cdot Q_{un})$
1次設計には重要度係数を考慮しない。
RC造でルート1、2とした場合、柱量・壁量は重要度係数を考慮する。 $(\geq I \cdot Z \cdot W \cdot A_i)$
- ※ 地階においても、構造体の保有耐力が、必要保有耐力に重要度係数を乗じた値以上であることを確認する。 $(BQ_u \geq I \cdot BQ_{un})$
- ※ RC造でルート1の場合、建築・設備と開口調整等を行い壁量確保すること。
- ※ S造はI類II類の建物は原則ルート3とする。他ルートとする場合は下記による。
 - ・ S造でルート2とした場合、応力を I 倍して許容応力度設計を行う。
 - ・ S造でルート1とした場合、 $C_o \geq 0.3 \cdot I$ として許容応力度設計を行う。
- ※ 津波を受ける施設では【準拠③】を踏まえて安全性を検討する。

2. RC・SRC造ルート1設計の偏心率について【準拠④】

- ※ 「偏心率 ≤ 0.3 」とする。【準拠④2.1.2】
- ※ 上記を満たさない場合、その担保として設計成果品はルート3保有水平耐力の重要度係数 I 以上 $(Q_u \geq I \cdot Q_{un})$ を確認する。(計画通知には添付しない)
- ※ 「偏心率 ≤ 0.3 」を満たす場合、本来ルート3保有水平耐力の確認は不要であるが、「6. 杭の保有水平耐力検討」より杭の保有水平耐力用地震力として上部架構の Q_{un} が必要なためルート3保有水平耐力の計算結果を添付する。(計画通知には添付しない)

3. 耐風について

風圧力の割増を、I類は1.3倍、II類は1.15倍、III類は1.0倍とする【準拠④】

- ※ 施設の重要性や時刻歴応答解析よりからさらに安全性を割増する場合は設計者と相談すること。

4. 液状化について【準拠④】

液状化検討の加速度は、中地震 200gal (基準法の 150gal ではない)、大地震時 350gal とする。

- ※ 液状化の検討については、液状化の可能性 (FL 値)、液状化による危険度 (PL 値)、液状化の程度 (Dcy 値) を総合的に判断して行う。
- ※ 液状化すると判断する場合は、
 - ・ 直接基礎は採用せず、地盤改良や杭基礎とする。
 - ・ 杭の水平力検討時の地盤反力係数の低減を行う。
 - ・ 液状化層より下層で支持し、液状化層より上部は全て杭摩擦力を考慮しない。
 - ・ 1階は土間コンではなく、構造スラブとする。アプローチ部 (土間階段、土間スロープ含む) は建築担当と相談の上決定する。(液状化しない場合は建築担当と相談して決定。)

5. 杭基礎について

- ※ 施工時の杭芯ズレを 200mm 見込んであらかじめの検討を行っておく。
- ※ 0~100 mm までは無補強とし、~200 mm までは設計図書への杭芯ズレの対応（基礎梁の補強、フーチングのへりあきの確保等）を記入する。
- ※ 杭頭モーメントは基礎梁に梁成の 1/2 まで曲げ戻した応力を反映すること。
- ※ 杭に溶接継手を採用する場合、1 か所当り杭体の耐力を 5 % 低減して検討を行うこと。（機械式継手は低減なし）

6. 杭の保有水平耐力検討

構造体 I 類・II 類のものについては、

設計成果品は杭の保有水平耐力の確認を行う。（計画通知には添付しない）【準拠③】

- ※ その際の液状化検討は 350gal にて行う。
- ※ 杭の保有水平耐力の検討に用いる水平力は、建築構造設計基準及び参考資料【準拠④】の (9-5 式) により Q_{un} ($D_s \cdot F_{es}$ を考慮) を算出する。
- ※ 重要度係数の考慮は必要なしとする。
- ※ 保有水平耐力の確認は、杭頭補強筋まで行うこと。

7. 大地震時の層間変形について

大地震時の変形制限については RC 造 1/200 (S 造の場合は 1/100) とする。【準拠①③】

※ 確認方法は下記による。

- (1) ルート 3 の場合、変形制限内で保有水平耐力比 ($Q_u \geq I \cdot Q_{un}$) を確保する。【準拠③】
- (2) ルート 1、2 の場合、建築構造設計基準及び参考資料【準拠④】の (5-1 式) により類推するか、(1)の手法により設計成果品にルート 3 の計算結果を添付する。
(計画通知には添付しない)

8. その他

- ※ 構造体コンクリートの設計基準強度は【準拠②③】を基に建築担当と決定すること。
- ※ 計画通知をルート 3 設計で提出する場合、柱梁接合部のせん断補強筋比は 0.3% 以上とする事。【準拠④】
- ※ ロングスパン等、たわみ、振動に関して配慮が必要な場合は、【準拠④】の 5.5 章により安全を確認すること。
- ※ 隅柱は 2 軸曲げ検討すること。
- ※ 片持ち床の設計応力は算定応力を 1.5 倍する事。【準拠④】
- ※ 片持ち床や片持ち梁は反力（振れ）に配慮した設計とすること。【準拠④】
- ※ RC 造の柱や梁の断面は、配筋基準図(1)による梁主筋の仕口内投影定着長さ L_a （小梁の場合は L_b ）を確保できるようにすること。
- ※ RC 造の最上階柱頭は梁成を確保する、定着長の計算を行う等により定着長を確保し、補強カゴ筋を極力使わないようにすること。
- ※ 耐震壁は乾燥収縮ひび割れの対策として、壁の面積は 25 m^2 以下、辺長比 1.25 以下（長さは誘発目地間隔でも良い）、外壁は壁厚 18 cm 以上で腹筋配置、鉄筋量は外壁 0.4%、内壁 0.3% 以上とすること。
- ※ 基礎梁にヒンジは発生させず、スリーブがある場合は柱からの離隔距離が配筋基準図にないため、構造図に図示する事。
- ※ S 造の形鋼の使用材料は SN 材や BCR 材等を基本とし、規格に無い場合や補助部材に用いるものなどは SS 材、SM 材、STKR 材等でもよい。
- ※ 建築設計者は非構造部材「A 類」の検討結果を建築担当に提出すること。検討が困難な場合メーカーや構造設計者に協力を依頼し安全を確認する。

9. 塔状建築物、4本柱等の建築物の検討について

塔状建築物（塔状比が4を超え6以下）、4本柱等の建築物の検討は建築審査課の指導により、東京都の“塔状建築物審査要領（以下「東京都要領」という）”にて検討を行う。

- ※ 平成19年国交省告示594号第2第三号（ロ）では4階以上または20mを超える建築物に本柱の規定があるが、名古屋市では階数または高さに関係なく東京都要領の4本柱等の建築物の規定を準用する。
- ※ 4本柱等かつ塔状建築物の場合、1次設計は $C_0 \geq 0.3$ として許容応力度設計を行う。
- ※ 重要度係数は保有水平耐力計算で考慮するため、1次設計の $C_0 = 0.3$ に重要度係数は考慮しない。
- ※ 1次設計は $C_0 = 0.2$ の地震力で層間変形角1/200以内を確認する。緩和規定の層間変形角1/120は適用しない。
- ※ 設計ルート3による保有水平耐力の検討を行う。
- ※ 転倒の検討は下記のいずれかの確認を行う。
 - ・1次設計で $C_0 \geq 0.3$ の地震力で浮上らない事を確認し、浮上る場合は自重等で処理する。
 - ・2次設計で保有水平耐力の計算を行う。浮上り及び圧縮の終局耐力を適切に評価し、基礎が圧壊しない事を確認する。この時の D_s は $C_0 \geq 0.3$ 以上となるようにする。